

令和5年7月31日

職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

子ども・若者部職員の園児へのわいせつ行為

1 被処分職員・処分内容

古谷 翔太

子ども・若者部

職種名：福祉（職務名：福祉） 主事 32歳 男性

懲戒免職

2 事故の概要

上記職員は、保育士として勤務していた区立保育園において、令和4年9月頃から同年11月頃までの間に、園児に対してわいせつな行為を行い、令和5年2月15日に逮捕され、同年7月19日に強制わいせつの罪で有罪判決（懲役2年6か月・執行猶予4年）を受けた。

3 処分年月日

令和5年7月31日

4 その他

区では、本件事案を踏まえ、令和5年4月1日付で、児童施設等に勤務する職員による児童への不適切な行為を厳罰化する、新たな懲戒処分の指針を策定した。